

□篠路駅周辺地区における都市計画の変更について

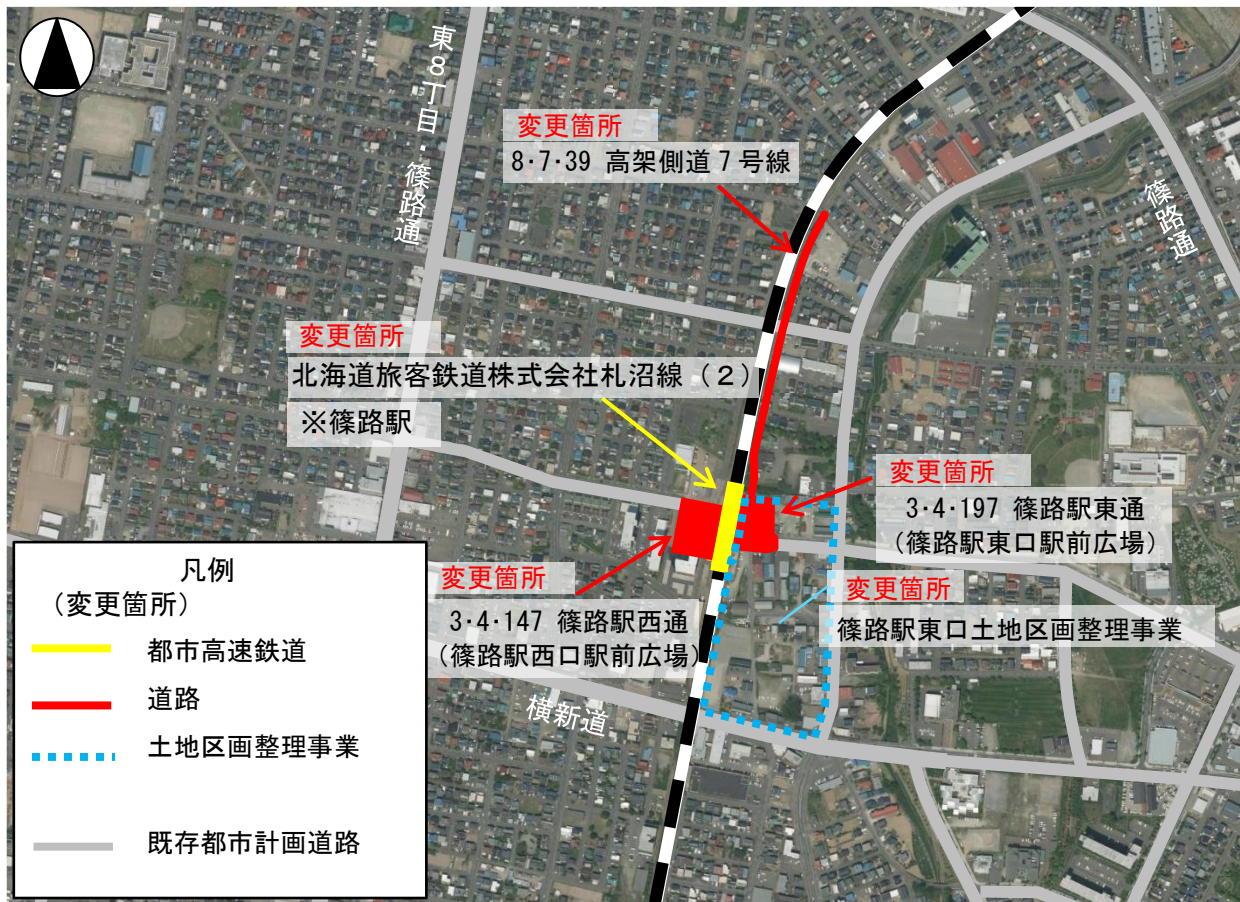


図1 都市高速鉄道・道路・土地区画整理事業の都市計画変更箇所

□都市計画の内容

1 道路の変更

- ・3・4・147 篠路駅西通 : 一部区域 (駅前広場) の変更
- ・3・4・197 篠路駅東通 : 一部区域 (駅前広場) の変更
- ・8・7・39 高架側道 7 号線 : 起点の変更

2 都市高速鉄道の変更

- ・北海道旅客鉄道株式会社札沼線 (2) : 駅部高架橋の区域変更

3 土地区画整理事業の変更

- ・篠路駅東口土地区画整理事業 : 区域の変更

□都市計画変更に係る経緯（理由）

篠路駅周辺地区は、平成 25 年度に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において地域交流拠点の一つとして位置付けられているが、鉄道による東西分断や横新道における慢性的な交通混雑、東口駅前広場の未整備など社会基盤がぜい弱といった課題を抱えている。これらの課題解決のため、平成 25 年度の「篠路駅周辺まちづくり実施計画」に基づき平成 29 年度には、鉄道の連続立体交差事業と土地区画整理事業、周辺の道路整備を柱とした一体的なまちづくりを実現していくために、都市高速鉄道、道路、土地区画整理事業について、都市計画の決定・変更等を行った。

上記の都市計画決定における都市計画案の縦覧の際に、篠路駅東口駅前広場予定地に位置する民間会社所有の倉庫の存続を求める意見が多数寄せられ、都市計画審議会では、「意見書等の内容を踏まえ、篠路駅東口駅前広場のレイアウトについて、地域と調整したうえで検討を進めること」との討議とともに、同意を得た。また、その後の札幌市景観審議会において報告した際に、「ただ保存ということではなく、活用等を視野に入れた現実的かつ官民協働の方策を模索してもらいたい」との意見があった。これらを受け、平成 30 年度より篠路駅東口駅前広場の交通結節点としての機能及び、利用者の安全性、利便性を引き続き確保するとともに、将来の賑わい創出に向けた整備内容を検討することを目的に、地域及び有識者と「篠路駅東口駅前広場の在り方検討会議」を計 6 回開催した。その結果、民間会社所有の倉庫に配慮し、東口駅前広場の区域を変更することが望ましいと地域の総意として本市へ提言書が提出され、本市としても、地域住民の協働によるまちづくりの推進に寄与することから、今回の都市計画変更を行うこととした。

【道路の変更について】

- ・ 3・4・197 篠路駅東通については、駅前広場としての交通機能を確保しつつ、地域住民との協議等を踏まえ、民間会社所有の倉庫に配慮した駅前広場とすることにより、地域住民の協働によるまちづくりの推進に寄与することから篠路駅東口駅前広場の区域を変更する。
- ・ 8・7・39 高架側道 7 号線については、3・4・197 篠路駅東通の変更に伴い、起点を変更する。
- ・ 3・4・147 篠路駅西通については、3・4・197 篠路駅東通の変更に伴う後述の北海道旅客鉄道株式会社札幌線（2）の区域変更に合わせて篠路駅西口駅前広場の区域を変更する。

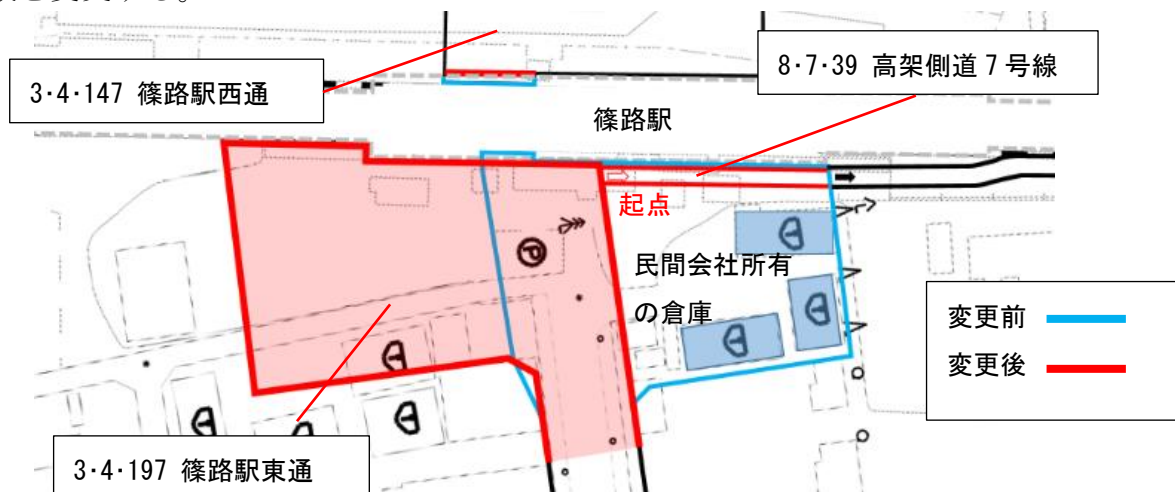


図 2 道路の変更箇所

【都市高速鉄道の変更について】

- ・北海道旅客鉄道株式会社札幌線（2）については、3・4・197 篠路駅東通の区域変更に伴い、駅部の正面性や視認性、歩行者の動線に係る利便性を確保するため、駅部高架橋の一部区域を変更する。

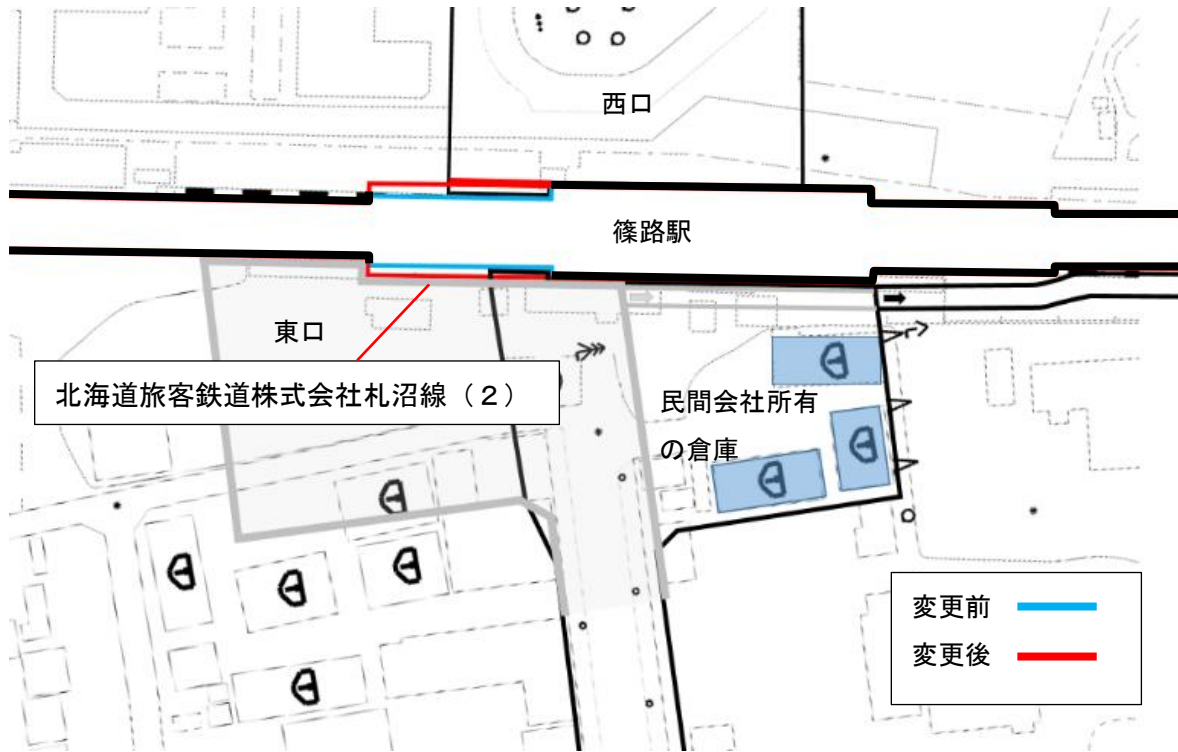


図3 都市高速鉄道の変更箇所

【土地区画整理事業の変更について】

- ・ 3・4・197 篠路駅東通の区域変更（駅前広場）に伴い、図2のとおり都市高速鉄道の一部区域変更にあわせ施行区域の一部を縮小する（図4）。
- ・ 篠路駅から行政施設（篠路出張所）へのアクセス路を確保する必要性から、当初区域の北側について施行区域の拡大を行う（図4）。



図4 土地区画整理事業区域の変更